

○竹富町国民保護協議会運営要綱

平成22年12月9日

告示第37号

改正 平成29年3月22日告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、竹富町国民保護協議会条例（平成18年条例第50号）第7条の規定に基づき、竹富町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員は、やむをえない事情により出席できないときは、あらかじめ会長に通知したうえで、代理者を出席させることができる。

3 代理者については、委員と同一の機関に属するもので委員が指名する者とし、当該者を委員とみなす。

(異動の報告)

第3条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議の記録)

第4条 会長は、議事録を調整し、保管しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 協議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

3 議事録には、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員1人が署名しなければならない。

4 議事録は原則として公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(協議会の公開)

第5条 協議会は公開とする。ただし、竹富町情報公開条例（平成17年竹富町条例第10号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合は、協議会の決定により非公開とすることができる。

(傍聴席の区分)

第6条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(会議の傍聴)

第7条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い入室するものとする。

2 一般席の会議の傍聴の定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して決定する。

3 傍聴の受付は先着順とし、協議会の開催定刻30分前から受付を行うものとする。

4 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しない。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。

5 傍聴者が前項の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、防災危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第28号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。